

## 倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市が補助金等として交付する倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金（以下「補助金」という。）について、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第1条第3項の規定に基づき、規則の他の規定にかかわらず、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金又は生活衛生関係営業経営改善資金（以下「対象融資」という。）を受けた者（以下「借入事業者」という。）の利子負担の軽減を行い、市内小規模事業者の経営の安定と発展を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、市内に住所又は事業所を有する借入事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、対象融資の実行があった日から起算して36箇月以内の期間の毎年1月1日から12月31日までの期間（最後の月において、休日等の影響により利子を支払うべき日がその翌月の日になる場合は、当該日を含む。）で借入金について生じる利子（以下「発生利子」という。）の額の2分の1に相当する額とする。ただし、債務の不履行等により生じた遅延利息等についてのものを除く。

(交付申請の時期等)

第4条 補助金の交付申請は、対象融資実行後初めて迎える前条第2項に規定する期間の終了後に速やかに行わなければならない。

2 当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第1号の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

3 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 融資決定状況通知書の写し
- (2) 資金の返済計画を示す書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第5条 補助金の交付決定は、交付申請を受けた後、速やかに行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、対象融資の条件等に変更があった場合、その他補助金の額に変更を要する場合以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の規定にかかわらず、様式第3号の申請書による。

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(検査員による検査)

第7条 規則第14条の規定による検査員による検査は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも

一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、借入事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告等の時期)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、対象融資の実行があった日から起算して36箇月が経過した日又は対象融資を完済した日のいずれか早い日が到来した後、速やかに倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金利子補助金実績・進捗状況報告書兼支払請求書（様式第4号。以下「実績・進捗状況報告書兼支払請求書」という。）により行わなければならない。

2 規則第17条第3項の規定による報告は、年度（規則第17条第1項の報告書により報告されるべき補助事業等の実績に係る年度を除く。）が終了したとき、速やかに実績・進捗状況報告書兼支払請求書により行わなければならない。

(補助金の支払)

第9条 規則第20条第1項の規定による補助金の支払の請求は、第3条第2項に規定する期間のそれぞれの終了後速やかに行わなければならない。ただし、当該期間の終了より早く対象融資の実行があった日から起算して36箇月が経過する日又は対象融資を完済した日が到来した場合は、その日以降速やかにこれを行うものとする。

2 補助金の支払の請求は、規則第20条本文の規定にかかわらず、実績・進捗状況報告書兼支払請求書による。

3 実績・進捗状況報告書兼支払請求書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 公庫が発行する利息支払証明書

(2) 振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人のわかる通帳又はキャッシュカードの写し

(交付額の確定の通知)

第10条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第5号によるものとする。

(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年12月11日から施行し、同年4月1日以後に着手した補助事業に適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金等交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1 補助事業等の名称 倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金

2 借入内容

資金の種類		小規模事業者経営改善資金
		生活衛生関係営業経営改善資金
資金の用途	設備資金 ・ 運転資金	
借入額	円	
融資利率	%	
償還期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

3 算定基準額（見込み） 円

(3についての各年度の年割額)

(1) 令和〇年度 〇〇円

(2) 令和〇年度 〇〇円

(3) 令和〇年度 〇〇円

(4) 令和〇年度 〇〇円

4 交付申請額 円（算定基準額×1/2（1円未満切り捨て）

(4についての各年度の年割額)

(1) 令和〇年度 〇〇円

(2) 令和〇年度 〇〇円

(3) 令和〇年度 〇〇円

(4) 令和〇年度 〇〇円

5 添付書類

(1) 融資決定状況通知書の写し

(2) 資金の返済計画を示す書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(注) この交付申請に関して、交付を判断するに当たり、当該業務以外の目的で使用しないことを条件とし、倉吉市が市税等の納税状況を確認することについて同意します。

番 号  
年 月 日

様

倉吉市長

倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業の内容は、小規模事業者経営改善資金又は生活衛生関係営業経営改善資金に関する融資に係る利子補助とする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 円  
(2) 交付決定額 円  
(3) (1)及び(2)についての各年度の年割額は、次のとおりとする。

年度	算定基準額	交付決定額
令和〇年度		

3 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金交付要綱（令和5年12月11日付倉し定第688号倉吉市経済観光部長決裁）の規定に従わなければならない。

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金

補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあった倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、倉吉市補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

1 補助金の名称 倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金

2 交付決定額 円

交付決定額に基づく年度ごとの交付予定額

(1) 令和〇年度 〇〇円

(2) 令和〇年度 〇〇円

(3) 令和〇年度 〇〇円

(4) 令和〇年度 〇〇円

3 変更（中止・廃止）後の額 円

変更（中止・廃止）後の額についての年度ごとの額

(1) 令和〇年度 〇〇円

(2) 令和〇年度 〇〇円

(3) 令和〇年度 〇〇円

(4) 令和〇年度 〇〇円

4 差 引 円

差引に係る年度ごとの額

(1) 令和〇年度 〇〇円

(2) 令和〇年度 〇〇円

(3) 令和〇年度 〇〇円

(4) 令和〇年度 〇〇円

5 変更（中止・廃止）の時期 年 月 日

6 変更（中止・廃止）の理由 〇〇のため。

7 添付書類

(1) 変更の内容がわかる公庫が発行する書類

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金

実績・進捗状況報告書兼支払請求書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあった倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金について、倉吉市補助金等交付規則第17条第1項又は第3項の規定により次のとおり報告し、及び同規則第20条の規定により、次のとおりその支払を請求します。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金
- 2 算定基準額及び交付決定額

年度区分別	算定基準額	交付決定額
全体(令和〇年度～令和〇年度)(ア=イ+ウ+エ)		
前年度まで(令和〇年度～令和〇年度)(イ)		
当該年度(令和〇年度)(ウ)		
翌年度以降(令和〇年度～令和〇年度)(エ)		

3 支払請求額 円(令和〇年度分)

4 精算払、概算払の別

5 添付書類

- (1) 公庫が発行する利息支払証明書
- (2) 振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人のわかる通帳又はキャッシュカードの写し

補助金の振込先

金融機関・支店名	1. 銀行 2. 信金 3. 信組 4. 信連 5. 農協 6. 漁連 7. 信漁連	本店・支店 本所・支所 出張所
口座種別・口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

様

倉吉市長

倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金交付額確定通知書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあった倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金の名称 倉吉市小規模事業者経営改善資金等利子補助金

2 確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 確定交付額 | 金 | 円 |
| (2) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (3) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。